

川崎市公告第784号

公募型プロポーザル方式の実施について、次のとおり公告します。

令和8年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

川崎市防犯灯包括管理業務委託

2 委託概要

令和8年度をもってESCO事業契約が終了することに伴い、令和9年度以降に包括的民間委託手法によって引き続き行う防犯灯の維持管理業務（詳細は「川崎市防犯灯包括管理業務委託募集要領」のとおりとする。）

3 委託期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

4 事業費限度額

5,000,105,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

5 応募者の資格

(1) 応募要件

ア 包括管理業務委託を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行うものとする。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

(ア) 事業役割…本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を全て実施する。

(ウ) 施工役割…施工に関する業務を全て実施する。

(エ) その他役割…上記(ア)～(ウ)以外の維持管理、金融、防犯灯設備等供給、防犯灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

イ 下請業者の選定にあたっては、市内工事事業者を最優先して選定すること。

※構成企業の施工役割は維持管理を、下請業者は灯具更新を主に担うことを想定する。ただし、互いの業務内容に両者が参画することもあり得ることから、想定限りではないとする。

(3) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に川崎市契約規則（昭和三十九年規則第二十八号）第 2 条に基づく資格停止の措置を受けている者
- ウ 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（令和 7 年 6 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置を受けている者
- エ 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目（99-99）について登録されていない者。なお、グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者が登録されていること。
- オ 応募資格要件の確認後から資格審査終了までの期間に建設業法（昭和二十四年法律第百号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者
- カ 神奈川県暴力団排除条例（平成二十二年神奈川県条例第七十五号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したと認められる者
- キ 川崎市暴力団排除条例（平成二十四年条例第五号）第 7 条の規定に該当する者
- ク 民事再生法（平成十一年法律第二百五十五号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ケ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第 17 条第 1 項又は第 2 項による更正手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定により更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- コ 応募者資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- サ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- シ 最近 1 年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者

(4) 市内工事事業者の活用

応募者は、防犯灯の工事等において、可能な限り市内工事事業者を優先的に活用し、地域へ最大限の経済波及効果を図ること。

6 提案募集の手続き

(1) 募集要領等の配付

募集要領等は、本市のホームページにて公表する。

(2) 募集要領等に対する質問受付・質問回答

募集要領等に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「川崎市防犯灯包括管理業務委託質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

イ 受付期間

令和8年5月8日（金）午後3時まで（必着）

ウ 受付時間

開庁日の午前9時から午後5時までとする。

ただし、5月8日（金）は午後3時必着とする。

エ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年5月15日（金）に本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

7 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）～5月22日（金）

(2) 受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 受付場所

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 地域安全担当

（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎21階）

(4) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ グループ構成表（様式第3号）

ウ 履行保証書（様式第4号）

エ 印鑑証明書

- オ 商業登記簿謄本
- カ 納税証明書
- キ 財務諸表等
- ク 会社概要（様式第 5 号の 1 ～ 4）
- ケ 特定建設業の許可証明書
- コ 各資格者免許証の写し
- サ 監理技術者免許証の写し
- シ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第 7 号の 1）及び役員等氏名一覧表（様式第 7 号の 2）

8 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。
なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、令和 8 年 5 月 27 日（水）に提案要請書及び配付資料を電子メール又は郵送にて送付する。

- (1) 通知日 令和 8 年 5 月 27 日（水） 電子メール
- (2) 郵送日 令和 8 年 5 月 27 日（水） 発送

9 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配付資料に示す資料を基に、事業提案書を作成し、事務局へ持参又はデータにて提出する。

- (1) 受付期間
令和 8 年 5 月 27 日（水）～ 6 月 17 日（水）（午後 5 時必着）
- (2) 受付時間
開庁日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- (3) 受付場所
川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 地域安全担当
（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地本庁舎 21 階）
- (4) 提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを 1 2 部（正 1 部、副 1 1 部）提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第 10 号）
- イ 提案総括表（様式第 11 号の 1）
- ウ 防犯灯の灯具更新に関する提案書（様式第 12 号）
- エ 専用柱の定期点検、劣化による建替えに関する提案書（様式第 13 号）
- オ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第 14 号）
- カ 管理システムに関する提案書（様式第 15 号）
- キ 使用機器提案書（様式第 16 号）
- ク 事業資金計画書（様式第 17 号の 1 ～ 第 17 号の 4）
- ケ 維持管理計画書（様式第 18 号）
- コ 緊急時対応提案書（様式第 19 号）
- サ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第 20 号）

- シ 契約終了後の対応（様式第 21 号）
- ス 個人情報管理体制報告書（様式第 22 号）
- セ 独自提案書（様式第 23 号）

10 作成要領

- (1) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする
- (2) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。
- (3) 提案書提出届（様式第 10 号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類を A 4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A 4 版以外の様式については、A 4 版サイズに折り込むこと。
- (4) 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

11 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

川崎市の附属機関である「市民文化局民間活用事業者選定評価委員会・防犯灯包括管理業務部会」が、事業資金計画、使用機器及び管理システム、維持管理、環境・安全性への配慮、本市経済への寄与、機器の保証など、別紙で示す「選定評価基準」に基づき、総合的な審査を行い、最優秀提案 1 者、優秀提案 1 者を選定する。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次の要領で行う。

ア 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、市民文化局民間活用事業者選定評価委員会・防犯灯包括管理業務部会において、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則上位 5 社がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。

イ プレゼンテーションの出席者は 5 名以内とする。

ウ 応募者は提案書をもとに 20 分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定評価委員による質疑応答を 30 分程度行う。

エ プレゼンテーションは、令和 8 年 7 月 27 日（月）に開催する。なお、会場は川崎市役所内会議室とし、詳細は応募者に別に通知する。

オ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

カ 審査の結果、審査委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、包括管理業務委託契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。

キ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて持参したパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用することができる。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は提案者に文書で通知し、問合せには応じない。

- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要領に違反すると認められる場合

12 問合せ先

担当窓口：川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 地域安全担当

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎 21階

電話：044-200-2284

FAX：044-200-3869

電子メール：25tiiki@city.kawasaki.jp

13 その他

(1) 契約の手順

- ア 本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に基本契約締結のための手続きを行う。
- イ 本件契約の締結については、令和8年第1回川崎市議会定例会における、本事業に係る予算の議決を要する。

(2) 契約の概要

本募集要領、防犯灯維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び運転、維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(3) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を参照すること。